

商品説明書 (お客さま用)

(2022年4月1日現在)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none">自由金利型定期預金(M型) < 単利型 > (愛称) スーパー定期 < 単利型 >
2. 期間	<ul style="list-style-type: none">この預金には、払い戻しに関する期間の定め(満期日)があります。 お預入日から次の定型期間が経過した応当日を、満期日として指定することができます。 ...1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 また、お預入日から1ヵ月超10年未満の任意の日(ただし、上記に該当する日を除きます)を、満期日に指定することができます。上記の定型期間によって満期日を指定した場合は、自動継続の取扱により、前回と同一の定型期間単位で満期日を順延することができます。
3. ご利用可能な方	<ul style="list-style-type: none">個人および法人のお客さま
4. お預入方法	<ul style="list-style-type: none">当行の国内本支店窓口やATMコーナーで、1円以上1円単位(法人のお客さまは1,000万円未満まで)でお預け入れできます。
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none">当行の国内本支店窓口(原則として、その定期預金をお預け入れいただいている取引店に限ります)で、満期日以後に元金と利息を払い戻します。事前に自動解約とその解約代金の入金口座の指定をいただくことで、満期日に元金と利息を指定の口座に自動的に入金する取扱も可能です。なお、その定期預金が総合口座取引の担保となっている場合には、その解約代金の入金口座は、総合口座普通預金に限定されます。
6. 利息	<p>(1) 適用金利</p> <ul style="list-style-type: none">お預入時の約定利率を、満期日まで適用します(固定金利)。自動継続時には、原則として、当行の国内本支店の店頭に表示するこの定期預金の利率を、適用します。満期日前の解約時には、< 別表 > の利率を適用します。満期日(自動継続する場合を除きます)を過ぎてから解約するときは、満期日から解約日までの利率については、解約日の普通預金利率を適用します。 <p>(2) 利息支払</p> <ul style="list-style-type: none">お預入期間2年未満の場合の利息は、満期日(入金口座の解約等により満期日以後となることもあります)に一括して支払います。お預入期間2年以上の場合の利息は、中間利払日(「お預入日」から「満期日の1年前の応当日」までの間に到来する「お預入日の1年毎の応当日」と、満期日(入金口座の解約等により満期日以後となることもあります)に、分割して支払います。中間利払日に支払う利息(中間払利息)は、対象となる経過日数について、中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨)によって支払います。なお、お預入期間2年の場合の中間払利息は、期間1年の定期預金(子定期)とすることもできます。子定期は、満期日(入金口座の解約等により満期日以後となることもあります)にその利息とともに支払います。

<p>6. 利息(つづき)</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 課税</p>	<ul style="list-style-type: none"> 付利単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに、利息を計算します。 個人のお客さまは分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%)、法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 復興特別所得税が付加されております。 法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優(非課税)の取扱を受けることができます。 なお、平成17年12月31日をもって「65歳以上を対象」とするマル優制度は廃止となっております。
<p>7. 手数料</p>	
<p>8. 付加できる特約事項</p> <p>総合口座取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さまの場合、自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越(当座貸越といえます)を利用することができます。 なお、貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。
<p>9. 預金保険の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。
<p>10. 元本欠損リスクと要因</p>	
<p>11. 権利行使上の制限・中途解約の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> やむをえず満期日前に解約する場合は、<別表>の中途解約利率を適用します。
<p>12. 想定されるリスク</p>	
<p>13. 当行の契約する指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 ご連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772
<p>14. その他の説明事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金利については、窓口までお問い合わせください。

中途解約利率

- 満期日前に解約する場合は、約定したお預入期間に対する実際のお預入期間の長さに対応して、次の通り中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻します。

(1) 約定したお預入期間が1ヵ月以上3年未満の場合

A 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上3年未満	約定利率×70%

ただし、BおよびCの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(2) 約定したお預入期間が3年の場合

A 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%
D 1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%
F 2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×90%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(3) 約定したお預入期間が3年超4年以下の場合

A 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヵ月以上1年未満	約定利率×10%
C 1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×20%
D 1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×30%
E 2年以上3年未満	約定利率×40%
F 3年以上4年未満	約定利率×70%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(4) 約定したお預入期間が4年超5年以下の場合

A 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヵ月以上1年未満	約定利率×10%
C 1年以上2年未満	約定利率×20%
D 2年以上3年未満	約定利率×30%
E 3年以上4年未満	約定利率×50%
F 4年以上5年未満	約定利率×70%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(5) 約定したお預入期間が5年超7年以下の場合

A 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヵ月以上1年未満	約定利率×10%
C 1年以上2年未満	約定利率×20%
D 2年以上3年未満	約定利率×30%
E 3年以上4年未満	約定利率×50%
F 4年以上5年未満	約定利率×70%
G 5年以上6年未満	約定利率×80%
H 6年以上7年未満	約定利率×90%

ただし、BからHまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

中途解約利率(つづき)

(6) 約定したお預入期間が7年超10年以下の場合

A	6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B	6ヵ月以上2年6ヵ月未満	約定利率×10%
C	2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×40%
F	5年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上7年未満	約定利率×60%
H	7年以上8年未満	約定利率×70%
I	8年以上9年未満	約定利率×80%
J	9年以上10年未満	約定利率×90%

ただし、BからJまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

【ご注意】

中途解約の際に、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、中途解約利息以上に支払われた金額を定期預金元金から清算させていただきますので、あらかじめご了承ください。